

## 子どもの権利の構成と児童虐待対応

○首都大学東京大学院博士後期課程 根岸 弓 (8266)

キーワード：子どもの権利、児童虐待、自律

### 1. 問題の所在および研究目的

児童虐待対応制度を国際的視野で捉えた場合、その基本構造は「親—子」「介入—自律」という2つの対概念を組み合わせたモデルで説明できる。このことを、報告者は前年度に開催された第60回大会で報告した。

一方、児童虐待対応制度において、当事者（親・子）の自律（選好／判断／決定）の担保を図ることには議論の余地がある。その論点は、第1に、児童虐待対応における自律の担保が危険性を内包する点、第2に、第1の点により、自律には、担保のされやすさ／されにくさといった多層性が想定できる点である。これらの点につき、特に日本においては、第1の点が強調されることにより、第2の点についての議論がしばしば躊躇される。

しかしながら、報告者が前報告において扱ったアメリカ・フランス・スウェーデンの児童虐待対応に関する法規定については、当事者の自律に関する規定のあることが確認できている。このことから、各国の児童虐待対応制度の性質の差は、「当事者の自律」に伴う第2の点であるということが示唆される。

したがって、各国の児童虐待対応制度を分析・評価するには、第1の点を前提として認めた上で、第2の点について、(1) 自律の多層性の具体的内容、(2) 各層にあたる具体的政策、を整理する必要があると考えられる。

なお、報告者は、「当事者」には、児童虐待対応による福祉の帰属先を想定しており、したがって「親」と「子」を「当事者」と呼ぶ。しかし、本報告では、二人の当事者のうち、「子」の自律に焦点化したい。なぜなら、前報告により、子の自律の担保がより強く各国の児童虐待対応制度の性質を規定していると示唆されたためである。

以上より、児童虐待対応制度に対する分析・評価をおこなうためには、子どもの自律を基準とする制度・政策評価指標の作成が必要であると考えられる。

しかし、子どもの自律を基準とする制度・政策評価指標に関する先行研究については、2つの限界が指摘できる。第1に、子どもの自律はこれまで子どもの権利論の一部として論じられてきた経緯があり、わが国においては、教育学領域における学習権が子どもの権利論の主流であったこと、第2に、子どもの自律を制度・政策の基準とする研究がみられないことである。

以上の先行研究における限界をふまえ、本報告では、制度・政策評価指標の作成のための予備作業として、子どもの自律（子どもの主体性）を支える子どもの権利の構成、およびこれと児童虐待対応制度との関係を整理することを、研究目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

本報告では、法哲学者の大江洋による子どもの権利論を中心に議論を進める。大江を採用する理由は、以下の3点である。第1に、子どもの権利として、学習権に集約されないその他の権利も議論の対象としていること、第2に、近年盛んになってきた子どもの権利論において主流であった、「保護を受ける権利」と「自律する権利」との二項対立を超える議論を試みていること、第3に、海外の議論によく目配りしていることである。

## 3. 倫理的配慮

本研究は先行研究の知見に大いに支えられている。そのため、先行研究を参照・引用する際には、自説と厳密に区別し、原著者名・出版年・出版社・箇所の明示に留意した。

## 4. 研究結果

図1は、大江（1994）の議論による子どもの権利の構成である。

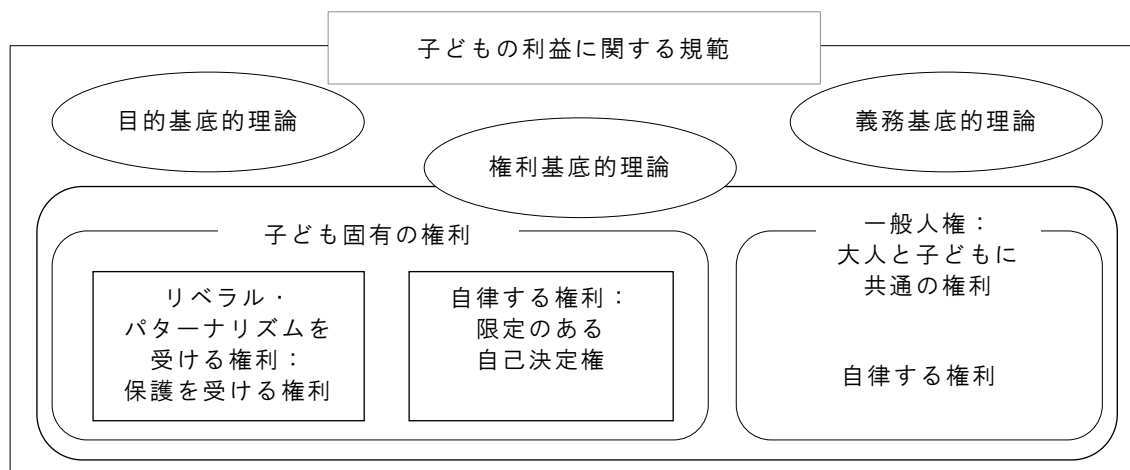


図5. 子どもの権利の構成（大江 1994）

## 5. 考察

大江の整理には、「子どもの、関係性における位置づけの特殊性」に関する2つの問題点が指摘できる。第1に、絶対的な要保護性を有する存在としての位置である。子どもは自律能力の発達過程にある、と考えられている。発達過程にあるのであれば、自律能力・自律行使能力には限界があると考えられる。ゆえに、自律を基底とする本整理では限界がある。第2に、“家族”という集団における位置である。子どもにとって家族は相対化の難しい集団であり、家族に関する選択には可塑性がない可能性がある。一般に、可塑性がない場合の自律は留保されるため、自律を基底としない権利も必要であると考えられる。

こうした「子どもの特殊性」は、児童虐待対応において顕著に現れる。これらの点をふまえ、児童虐待対応制度に耐えうる子どもの権利の再構成を試みる。

【参考文献】大江洋,1994.「権利の多層性に関する一考察—子どもの権利を素材として—」、『本郷法政紀要』,3,pp.37-71.